市民団体とともに白川 浸水箇所の現地調査を実施

未着工の河川整備が水害の原因に!

8月2日、「いのちとくらしを守る熊本ネットワーク」と「平和と民主 主義・くらしを守る熊本市民連絡会」は、豪雨により水害が発生した白川: の被害地点の調査を行いました。松岡とおる県議、市議団も参加しました。 浸水被害のあった場所は、いずれも堤防の未整備、橋の架け替え計画に より川幅が狭くなっていること、河床に泥や砂利が堆積していることな ど、河川整備の遅れや未着工などが原因で被害が発生していることが改め て明らかになりました。

渡鹿や龍田1丁目などは堤防未整備で浸水



左の写真は、渡鹿竜神橋よりやや上流 の地点です。竜神橋の架け替え計画によ り整備されていない堤防の切れ目やそ もそも堤防がない箇所から越水し、水害 が発生しました。堤防が整備されていれ ば、被害が防げた地域です。

弓削 吉原橋周辺は泥や砂利の堆積と堤防の未整備

龍田弓削の吉原橋周辺は、堤防が整備されてい ないほか、河床には泥や砂利が堆積し流化能力が 低い(水が流れにくい)ことが原因で水害が発生 しました。堤防の建設と合わせ河床の浚渫(泥を 取り除くこと)が必要です。



市議会だより 日本共産党

発行:日本共産党熊本市議団

NO. 8 1 2 2012年8月12日

メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp 議会棟 ホーム:http://www.jcp-kumamoto.com/ 橋の架け替え箇所で川幅の減少⇒水が流れきれず水位が上昇

写真は明午橋から上流方向の白川です。 橋の架け替え計画があることから川幅を広 げられず (写真右側)、橋付近の川幅が急に 狭くなっています。流れることができなか った水が水位を押し上げ、藤崎宮などへ越 水しました。架け替え計画を早急に進め、 川幅を拡幅すること、さらには堤防の建設 が必要です。



河川整備とともに遊水地の整備も急務

予測できない集中豪雨に対応す るためには、河川整備に加え、中流 域の遊水地の整備が不可欠です。

十数年前、地下街への浸水で犠牲 者が発生した福岡市では、公園や学 校施設に遊水機能を持たせ、川への 雨水流入を抑制する対策がとられ ています。

熊本市においても、こうした都市

型遊水地の整備が求められます。

8月5日号の赤旗日曜版に掲載され 益田牧子

大阪市の橋下徹市長の考え方は、

集会」「大きな集会や 戦後民主主

国保料引き下げなど国保制度改善・「減免集団申請」にご参加ください

日時:8月17日(金曜日)、午後1時半~

場所:市役所 11 階会議室

*国保料の支払いができず困っておられる方、 保険証が未交付になっている方など、ご参加ください。

*国保料引き下げ、特定健診無料化、豪雨災害減免など国保制度改善要請後、個別に国保料減免の申請・相談を行います。

(主催)平和と民主主義・くらしを守る熊本市民連絡会 日本共産党熊本市議団も参加します

治療費がなく、困っておられる方はありませんか?

「国保医療費一部負担の減免制度」があります

最近、党市議団には、「保険証がなく、足が痛くて歩けない」 「糖尿病の治療を受けることができない」こんな相談が相次いでいます。国保加入者の場合は、災害、事業の休廃止、失業による所得減少等の場合、生活保護基準(1·1~1·2 倍)を基に、医療費一部負担の減免制度があります。また、無料低額診療を行う医療機関もあります(指定医療機関:済生会熊本病院、イエズス聖心病院、民医連:くわみず病院、平和クリニック、くすのきクリニック

ク)。 憲法 25 条に基づく生活保護制度 もあります。

諦めないで、どうぞご相談ください。



災害・失業・倒産など特別な事情により、国民健康保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料を減免できることもあります。 減免措置の内容は次のとおりです。

種類	減免事由	減免割合				
災害	災害等による被害で、財産に 著しい損害があった場合	被害の程度により、罹災月の翌月から1 年以内の保険料の20~100%を減免				
水害	水害により、所有する家屋が 床上浸水した場合	浸水の程度により、罹災月の翌月から1 年以内の保険料の10~70%を減免				
所得激減	失職(会社都合)・事業の休廃 業・疾病等により、前年所得 に対して当該年所得が <u>5分の</u> 1以上減少した場合	所得減少の原因となった事由発生月から、その属する年度末までの所得割額の10~100%を減免				
生活保護	生活保護の適用を受けること になった場合	生活保護の受給決定月以前の保険料免除				
破産等	破産手続開始決定又は再生計 画認可決定等を受けた場合	破産手続開始決定等を受けた月以前の所 得割額の全額を免除				
給付制限	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の規定により給付制限(拘禁)を受けている人(給付制限の期間が2か月以上の人)	法第59条に該当する期間の保険料を免除				

■水害の場合に減免できる保険料の額(被害が発生した月の翌月から1年以内の保険料。 但し、水害発生の翌月から1年以内に申請書を受理した場合に限る)

	減 免 割 合				
前年中の総所得金額	床上浸水の程度				
	10cm 以下	30cm以下	50cm 以下	50cm 以上	
150万円以下	4/10	5/10	6/10	7/10	
150万円を超え300万円以下	3/10	4/10	5/10	6/10	
300万円を超え450万円以下	2/10	3/10	4/10	5/10	
450万円を超えるとき	1/10	2/10	3/10	4/10	